

令和元年 7 月 8 日

百貨店等提携クレジットカードに係る役務のポイント還元率の広告表示
に係る留意点について

1 百貨店等提携クレジットカードに係る広告表示について

百貨店等提携クレジットカードに係る役務については、各種広告媒体において、提携百貨店等での利用時に高還元率のポイントが付与されることを強調している広告表示が多く見受けられる。

しかしながら、当該高還元率のポイント付与については、一定の例外条件が存在することが一般的であり、具体的な内容は、事業者ごとに区々であるものの、例えば、以下のような例外条件が存在する場合がある。

- ・一定額未満の商品については、ポイント還元率が低い。
- ・食料品、レストラン・喫茶については、ポイント還元率が低い。
- ・ボーナス 1 回払いとした場合には、ポイント還元率が低い。
- ・セール品については、ポイントは付与されない。
- ・1 回当たりの利用額が一定額未満の場合は、ポイントは付与されない。
- ・一部のブランド品、福袋等の特定の商品については、ポイントは付与されない。

2 事業者における留意点

提携百貨店等での利用時に高還元率のポイントが付与されることを訴求する広告表示を行う場合において、ポイント付与に係る重要な例外条件があるにもかかわらず、当該例外条件の内容を明瞭に表示しないときには、一般消費者の適正な選択を歪めるおそれがある。高還元率を訴求する表示を行う際には、当該表示に近接した箇所に当該例外条件の内容を明瞭に記載するなど、消費者が確実に認識できるようにする必要がある。

3 消費者の皆様へ

クレジットカードに係る役務について、提携百貨店等での利用時に付与されるポイントの高還元率を強調する広告表示に接した際には、例外条件の有無やその内容について、よく確認するようにしましょう。

また、不明なことがある場合は、入会の申込み前に事業者にお問い合わせるようにしましょう。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>